厚生労働省
岐阜労働局

Press Release

報 道 関 係 者 各 位

令和８年 11 月 18 日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長　　中家　直樹
賃金指導官　　加賀　勝仁
電話 058-245-8104

県内２業種の最低賃金を改正します

岐阜労働局長（原田浩一）は、岐阜県内の特定（産業別）最低賃金を、それぞれ下表のとおり引き上げる改正を決定し、官報に公示しました。

なお、改正発効日は令和８年 12 月 21 日です。

件 名	最低賃金額（時間額）		引上げ額	引上げ率	改正発効日
	現行額	改定額			
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	１，１１７円	**１,１６８円**	５１円	４．５７％	令和8年12月21日
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	１，０４９円	**１,１２５円**	７６円	７．２４％	

現行の最低賃金額はいずれも岐阜県最低賃金の額である時間額 1,121 円（令和８年 10 月１日発効）を下回っているため、現時点では岐阜県最低賃金が適用となります。

また、「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（時間額 965 円）が適用される事業場は、引き続き岐阜県最低賃金が適用されます。

上記件名の特定（産業別）最低賃金は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者約２万３千人に適用されます。適用業種、適用除外労働者の詳細は、添付資料２をご参照ください。

添付資料　１　特定（産業別）最低賃金の推移
　　２　改正後の最低賃金一覧表